

平成30年 3月22日

各 位

南幌町保健福祉課長  
(公印省略)

南幌町介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割請求にかかる適用について（通知）

日頃から、本町の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます）を開始いたしました。

総合事業における月額報酬の日割請求に関しては、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI介護報酬改定関係資料の資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」にあるとおり、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中で利用者と契約開始又は契約解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで請求することとされています。

つきましては、下記のとおり通知しますので、当該日割請求にかかる適用について遺漏のないようご対応くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### ○ 日割り請求の取扱い

#### （1）月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、「契約日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については、報酬を算定せず、翌月から月額包括報酬を算定してください。

#### （2）月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、「契約解除日」を起算日に日割計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬を算定することはできません。

なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割計算により報酬算定を行ってください。

※ 契約日や契約解除日について利用者と合意する際は、社会通念から考えて利用者が著しく不都合となる取扱いにならないよう配慮をお願いいたします。

お問い合わせ先

南幌町 保健福祉課 高齢者包括グループ

TEL 011-378-5888 FAX 011-378-5255